生産森林組合の組織変更等の状況

令和6年3月 林野庁 林政部 経営課

1 生産森林組合の解散、合併、組織変更等の状況

- 生産森林組合の解散による減少組合数は、年間30~50組合で推移。
- 組織変更による減少組合数は、開始H29年度の3組合から、H30年度以降20 ~40組合で推移。

(1)生産森林組合数の推移

	H 28年度	H 29年度	H30年度	R 1年度	R 2 年度	R 3年度	R4年度
設立登記組合数	2,949	2,913	2,844	2,765	2,693	2,627	2,571

資料:林野庁「森林組合統計」

各年度末(3月31日)現在において設立登記されている生産森林組合数

(2)生産森林組合の増減

	H28年度	H29年度	H30年度	R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度
解散による△減(A)	△ 51	△ 34	△ 46	△ 40	△ 36	△36	△30
合併による△減(B)	0	0	△ 4	0	0	0	0
組織変更による△減 (C)		△ 3	△ 24	△ 30	△ 41	△31	△26
△減計(D=A+B+C)	△ 51	△ 37	△ 74	△ 70	△ 77	△67	△56
設立による増(E)	0	0	1	0	1	1	0
増△減合計(F=D+E)	△ 51	△ 37	△ 73	△ 70	△ 76	△66	△56

各年度中に減少又は増加となった生産森林組合数(都道府県報告)

(3)解散後における森林の管理形態

	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R 3年度	R4年度
	認可地縁団体へ譲 渡	41	29	30	22	17	18	10
A71	記名共有で管理	2	1	1	0	1	0	0
解散	個人で管理	1	0	0	1	2	0	0
による△減	市町村へ譲渡	3	0	3	0	2	0	1
	合同会社へ譲渡	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	5	5	7	7	11
	第三者に売払	3	5	8	13	6	9	7
	不明	0	0	0	1	1	2	1
	計 51		35	47	42	36	36	30

都道府県報告。1つの組合の解散において、森林の譲渡先等が複数ある場合があるため、1の(2)生産森林組合の増減「解散による \triangle 減(A)」の数とは一致しない。

○ その他の譲渡先等としては、県へ寄付、森林組合・自治会・地区の公民館に譲渡、 解散時に第三者へ代物返済、など

2 生産森林組合の組織変更の実績

- H29からR4年度までに、累計154組合が組織変更を実施。
- 組織変更後の法人形態は、152組合が認可地縁団体、1組合が合同会社、 1組合が株式会社。

(1)組織変更した生産森林組合数

組織変更後 法人形態	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	累計
株式会社	0	0	0	0	1	0	1
合同会社	0	0	0	1	0	0	1
認可地縁団体	5	24	31	37	30	25	152
計	5	24	31	38	31	25	154

組織変更した年度は効力発生日の属する年度であり、1の(2)生産森林組合の増減の「組織変更による△減(C)」の年度ごとの組合数と一致しない場合(効力発生日と解散の登記等の日の年度が異なる場合等)がある。

- 組織変更の実績があるのは22府県
- 組織変更の実績が比較的多い(累計10件以上)府県は、秋田、新潟、長野、京都、兵庫、佐賀

(2)組織変更した主な理由

- 組合員の減少・高齢化、収入がないこと等により、生産森林組合という組織形態での運営継続が困 難(大多数)。 租税負担の軽減。
- 新規入村者を拒まない団体に移行し、自治会全体の財産として位置づけたい。活動実態が自治会組織としての活動となっていた。
- 所有森林の管理・登記を行いやすくするため。
- 自由な利益配分がしにくく、林業における経済活動が積極的になりにくいため。

3 生産森林組合の組織変更に当たっての課題

○ 生産森林組合について組織変更や解散に関する照会があり、様々な課題が存 在。

以下は、都道府県における問合せ、苦労していること、組織変更を検討して断念している理由等の主なもの(地域内での合意 形成、利害調整等に係るもの、認可地縁団体に係る地方自治法上の解釈に係るものを除く)

- 組合員の死亡や他出等の際の相続や脱退の手続きがなされていないことへの対応(多数) (組合員名簿の整理、総会開催方法等)
- 役員登記が何代も行われていない。
- 総会が長年開かれておらず、登記をするにあたっての確認資料が不足。
- 定款が紛失しており、規定が分からない。
- 組織変更手続や法人登記にあたり書士に依頼しなければ難しいが、依頼する費用の捻出が困 難。
- 組織変更するための実務的な手続きを行うための人材・資金等の不足。
- 組織変更に反対する組合員、組織変更後に構成員になれない組合員等の持分請求権や 出資持分に代わる金銭支払いの方法が分からない。
- 複数の自治会があるため、単純に組織変更できない。
- 林道等の施設を持っており生産森林組合でないと林道管理者になれない。
- 集落が消滅し組合員がバラバラに居住しており、組織変更が不可能で行き詰まっている。

等

【参考】 地域に既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在 する場合の組織変更について

(1)課長通知の一部改正

「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について」(平成29年3月31日付け28 林政経第358号林野庁経営課長通知)において、令和3年11月24日付けで所要の改正を行った 際、既に地域に認可地縁団体が存在する場合の区域が重複することとなる認可地縁団体への組 織変更について、地方自治法上の認可の考え方を改めて示しています(第3の1(2)ウ)。

<通知抜粋>

- ウ 認可地縁団体は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられますが、区域が重複する団体の認可については、区域としてのまとまりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら、地方自治法上の認可要件に該当しているか否か判断されることとなります。
- ※地域に既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合の組織変更については、生産森林組合から 認可地縁団体への組織変更制度を創設した改正森林組合法の施行から約5年が経過し、地域の現況や実情を背 景に、既存の認可地縁団体が存在する区域と重複する形で新たな認可地縁団体への組織変更を検討する生産森 林組合が一部存在することが判明してきたことなどを踏まえ、総務省と確認の上、地方自治法上の認可の考え 方を改めて示したものです。